北海道礼文郡礼文町における船泊漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和　６年　２月２０日
協定認定日 令和　６年　３月１１日

（目的）
第１条 本協定は、船泊漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

（定義）
第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　こんぶ　北海道資源管理方針別紙３－61 に定める、りしりこんぶ北海道周辺海域をいう。
二　なまこ　北海道資源管理方針別紙３－50 に定める、なまこ類北海道周辺海域をいう。
三　ほっけ　北海道資源管理方針別紙３－20 に定める、ほっけ道北系群をいう。
四　えび類　北海道資源管理方針別紙３－16 に定める、ほっこくあかえび日本海海域、及び同方針別紙３－45 に定める、とやまえび北海道周辺海域（噴火湾を除く）、並びに同方針別紙３－46 に定める、ほっかいえび（ほっかいしまえび）北海道周辺海域をいう。
五　こんぶ漁業　法第 60 条第 5 項第 1 号に掲げる第一種共同漁業（こんぶ漁業に限る。）をいう。
六　なまこけた網漁業　法第 60 条第 5 項第 1 号に掲げる第一種共同漁業（なまこ漁業に限る。）及び北海道漁業調整規則（令和２年北海道規則第 94 号）第 5 条第 1 項（17）に掲げる漁業（なまこけた網漁業に限る。）をいう
七　ほっけ固定式刺し網漁業　法第 60 条第 5 項第 1 号に掲げる第二種共同漁業（ほっけ刺網漁業に限る。）及び北海道漁業調整規則（令和２年北海道規則第 94 号）第 5 条第 1 項（3）に掲げる漁業をいう
八　えびかご漁業　法第 60 条第 5 項第 1 号に掲げる第一種共同漁業（ほっかいえび漁業に限る。）及び北海道漁業調整規則（令和２年北海道規則第 94 号）第 5 条第 1 項（19）に掲げる漁業をいう
九　操業　一から四に定める水産資源の採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。

第３条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
（１）	船泊地区地先海面	こんぶ	こんぶ漁業
（２）	船泊地区地先海面	なまこ	なまこけた網漁業
（３）	船泊地区地先海面	ほっけ	ほっけ固定式刺し網漁業
（４）	船泊地区地先海面	えび類	えびかご漁業

第４条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。
こんぶ　　北海道資源管理方針別紙３－61 に定める資源管理の方向性
なまこ　　北海道資源管理方針別紙３－50 に定める資源管理の方向性
ほっけ　　北海道資源管理方針別紙３－20 に定める資源管理の方向性
えび類　　北海道資源管理方針別紙３－16、３－45 及び３－46 に定める資源管理の方向性

第５条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

漁業の種類	取組内容
こんぶ漁業	(1) 操業期間の 10%以上を休漁 (2) 1 年目昆布の採捕禁止
なまこけた網漁業	(1) 操業期間の 40%以上を休漁 (2) 漁獲量規制（許容漁獲量の設定） (3) 漁獲物規制（重量制限）120g 未満の個体の採捕を禁止する

ほっけ固定式 刺し網漁業	抱卵状況を確認の上、船泊漁業協同組合理事会が別途決定する産卵時期の休漁（操業期間の 10%以上） ※組合理事会にて休漁期間を決定した時は、直ちに宗谷総合振興局に報告する。
えびかご漁業	操業期間の 40%以上を休漁

（取組の履行確認に関する事項）

第６条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年１回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

２ 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

３ 第１項の履行確認は、北海道資源管理協議会において行うこととする。

４ 第１項の履行確認においては、前条の取組については、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとし、次表に記載の無い取組については、当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

漁業の種類	履行確認における証拠書類等
こんぶ漁業	・休漁 報告書
なまこけた網漁業	・休漁 漁協伝票
ほっけ固定式刺し網漁業	・休漁 漁協伝票
えびかご漁業	・休漁 漁協伝票

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第７条 全ての参加者は、漁業法(昭和 24 年漁業法第 267 号。以下「法」という。)第 58 条において読み替えて準用する第 52 条第１項及び第 90 条第１項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を北海道知事に報告するものとする。

２ 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に北海道及び北海道資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第８条 第５条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の２分の１を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

２ 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針(令和２年農林水産省告示第 1982 号)及び北海道資源管理方針において重大な変更があった場合には、 当該変更があった日から１年以内に検証を行うこととする。

３ 前２項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、北海道資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第９条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について北海道に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

２ 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び北海道からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第 10 条 第 13 条第１項の協定管理委員会は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

２ 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定管理委員会に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

３ 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定管理委員会に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定管理委員会が

当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）
第 11 条 本協定の有効期間は、協定施行の日から５年間(令和６年２月２０日から令和１１年２月１９日まで)とする。

（議決権及び決議）
第 12 条　本協定の議決権は、第 13 条第２項の協定管理委員１名につき１票を有するものとする。
２ 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。
３ 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。
一　第９条第２項の調査及び協議の結果並びに違反の程度の認定の承認　議決権（当該違反をした参加者の有するものを除く。）の３分の２
二　本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止　議決権の３分の２
三　本協定の廃止　議決権の５分の４
四　北海道知事に対する法第 126 条第１項の規定によるあっせんすべきことを求める決議　議決権の３分の２
五　北海道知事に対する法第 126 条第３項の規定による必要な措置の求め　全議決権

（協定管理委員会の設置）
第 13 条 本協定を円滑に実施するため、協定の管理に関する委員会（以下「協定管理委員会」という。）を設置する。
２ 協定管理委員会の委員（以下「協定管理委員」という。）は１０名以内とし、別に定める協定管理委員会規約に基づき協定管理委員を選出する。

３ 協定管理委員会の事務局は、船泊漁業協同組合指導課に設置するものとする。

（協定管理委員会の機能及び経費の負担）
第 14 条　協定管理委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
一　資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
二　法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務
三　その他本協定の手続において協定管理委員会に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）
２ 協定管理委員会は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
３ 協定管理委員会は、第１項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

（その他）
第 15 条 本協定に定めのない事項については、協定管理委員会で協議し、決定するものとする。

附 則
本協定は、令和６年２月２０日から施行する。

（本協定の参加者）
別紙、資源管理協定参加者名簿のとおり

（以上）